

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会 災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「幸手市地域防災計画」に基づき、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が災害発生時に幸手市災害ボランティアセンターを設置した際、迅速かつ効果的に救援活動を行えるように、災害ボランティアの登録、研修等についての必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「救援活動」とは、被災者の救援及び生活再建支援を目的とした善意による良心的な活動(政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を除く。)をいう。

2 この要綱において「災害ボランティア」とは、次のボランティアをいう。

- (1) センタースタッフ補助 幸手市災害ボランティアセンターの運営補助を担うボランティア
- (2) 一般ボランティア 専門知識・技術や経験、年齢性別に関わりなく、労力等を提供するボランティア
- (3) 技能ボランティア 資格や職能を有するボランティア

(登録要件)

第3条 災害ボランティアとして登録する個人または団体は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自発的な意思で災害ボランティアの活動を希望する個人または団体とする。
- (2) 個人又は団体の構成員が、未成年者であった場合は、保護者の同意が得られている者であること。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアに登録しようとする者（以下「登録者」という。）は、災害ボランティア登録カード（様式第1号・様式第2号、以下「登録カード」という。）を協議会会長に提出するものとする。

2 協議会会長は、前項の登録カードの提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは、別に定める災害ボランティア登録証（様式第3号・様式第4号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 登録者は、活動を行う際登録証を常に携帯し、請求があったときはこれを提示しなければならない。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度末までとする。

2 協議会は、登録者に対し、登録の有効期限の1ヶ月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(登録者の個人情報)

第6条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するため、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理するものとする。

(研修等の実施)

第7条 協議会は、登録者に災害時におけるボランティア活動に関する研修及び情報提供等に努めるものとする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合は、第4条に規定する手続きをもって、速やかに登録内容を変更する。

(登録の抹消)

第9条 協議会会长は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から災害ボランティア登録辞退届（様式第5号）の提出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会会长が登録者として不適格と認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を協議会会长に返還しなければならない。

(保険加入)

第10条 登録者が災害現場で救援活動を行う場合は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

(免責等)

第11条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

2 協議会は、登録者又は第三者が救援活動中に被った事故及び補償等については、その責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 災害発生時及び災害発生後の登録についても、この要綱に準じるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。